令和８年11月号

# 狩猟期における猟銃等による事故・違反の防止

**～狩猟期間　令和8年11月15日（日）から令和9年2月15日（月）まで～**
**※ニホンジカ、ヤクシカ及びイノシシの狩猟については、鹿児島県の一部区域で令和8年11月1日（日）から令和9年3月15日（月）まで**

◎　猟場における狩猟事故防止の基本
○　矢先の確認　○　獲物の確認　○　脱包の励行（暴発防止）
◎　銃砲の保管管理の徹底
○　銃は常に自分の管理下に置く。
・　基準に合ったガンロッカーに入れ、確実に施錠して保管する。
・　分解可能な銃は、必ず分解して保管する。
・　ガンロッカーの鍵は、必ず自分で保管する。
・　銃を銃置き場等に置いた時は、必ず自分で監視する。
○　車内に銃や実包を放置しない。
○　狩猟後はまっすぐ帰宅し、帰宅後、直ちに銃をガンロッカーに保管する。
○　飲酒後は銃の手入れ、調整等を絶対にしない。
○　銃と弾（実包・空包又は金属性弾丸）は別々に保管する。
・　施錠設備のある専用保管庫に保管し、鍵は自分で管理する。
・　実弾を消費等した際は、その都度、確実に帳簿に記載する。

◎　ハンター以外の方へ　～事故に遭わないために～
・　ハイキングや山菜採り等、山に入るときは、獲物と間違われないよう、目に付きやすい赤や黄色等の目立つ服装をする。
・　大声で話したり、携帯ラジオを鳴らすなどして周囲に自分の存在を知らせる。

広　報

あみかけ

編集・発行
姶良警察署
加治木中央交番
0995-65-0110

## 「指名手配被疑者の検挙に御協力を！」

令和８年８月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件等で特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、約660人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

「広報あみかけ」は姶良市の公式ホームページにも掲載中です！

# 自転車盗難多発！

姶良警察署管内では、自転車が盗まれる被害が多発しています。
特に無施錠の自転車が被害に遭っています。
あなたの大切な自転車を守るのは、毎日のちょっとした心がけです。
大切な自転車を守るための防犯対策をお願いします。

◎　防犯登録をしましょう。
自転車は、「防犯登録」をしましょう。
→　「登録」は、姶良警察署防犯協会まで
「変更・削除」は、姶良警察署防犯協会又は交番まで
事前問い合わせ先：姶良警察署防犯協会　℡：0995－65－4310

◎　カギを確実にかけましょう。（ツーロック）
自転車盗難の被害に遭わないためには、防犯性能に優れたシリンダー錠とワイヤー錠などの補助錠を併用した「ツーロック」が効果的です。
わずかな時間でも必ずカギをかけましょう。

# 児童虐待防止推進月間
## ～令和8年11月1日(日)から11月30日(月)まで～

### 躾（しつけ）と称する暴力も虐待にあたります！

＜身体的虐待＞
○　殴る。蹴る。首を絞める。
○　タバコの火を押しつける。
○　激しく揺さぶる。
○　熱湯をかける。溺れさせる。
○　睡眠薬等の異物を飲ませる。

＜性的虐待＞
○　性的な行為をする。
○　児童ポルノの被写体にする。
○　性的暴力、性的行為を強要する。

＜心理的虐待＞
○　暴力的な言動により脅す。
○　他の兄弟姉妹と比べて差別的な扱いをする。
○　無視したり、拒絶的な態度を示す。
○　目の前で家族などに対し暴力を繰り返す。

＜ネグレクト＞
○　乳幼児を置き去りにして長時間外出する。
○　乳幼児を車内に長時間放置する。
○　着衣を長時間着替えさせないなど不潔なままにする。
○　適切な食事を与えない。
○　病気になっても医者に診せない。
○　児童が学校に登校する意思があっても登校させない。

◎児童虐待かもと思ったら、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル
189（いちはやく）
や市町村の担当窓口へ連絡・相談をしてください。
「189」にかけるとお近くの児童相談所へつながります。
緊急の場合は、110番又は姶良警察署へ通報してください。